

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年8月26日（平成27年（行情）諮問第498号）

答申日：平成28年8月30日（平成28年度（行情）答申第269号）

事件名：特定労働基準監督署の労働基準監督官全員の出勤簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署（以下「特定署」という。）の労働基準監督官全員の出勤簿平成26年特定期間の分」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく「特定署の労働基準監督官全員の出勤簿 平成26年特定期間の分」に係る開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年4月24日付け宮労発総発0424第6号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書には、法5条1号に該当する部分はない。

よって、該当するとして不開示の処分をしたのは不当な処分である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者は、平成27年2月22日付けで、処分庁に対して、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、開示請求者が、これを不服として、同年5月27日付けで審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法5条1号に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、特定署に所属する労働基準監督官（以下「監督

官」という。) 18人分の平成26年特定期間における出勤簿であり、①氏名、②月日ごとの押印、③月日ごとの出張、研修記録、④月日ごとの休暇・欠勤等記録、⑤④の小計、⑥④の合計、⑦摘要の各項目が設けられている。

(2) 不開示情報該当性について

出勤簿は、職員個人に関する情報であって、氏名により特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ原処分において不開示とした④、⑤及び⑥については、当該監督官個人の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されており、⑦の記載部分の一部については、④の修正内容や補足内容が記載されている。

したがって、④、⑤、⑥及び⑦の記載部分の一部については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイないしハに該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、原処分において、当該監督官の氏名が既に開示されていることから、法6条2項の適用の余地はない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「対象となる文書には、法5条1号に該当する部分はない」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記3(2)で示したとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成27年8月26日 | 諮問の受理                              |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ 同年9月15日    | 審議                                 |
| ④ 平成28年7月28日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年8月26日    | 審議                                 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定署の労働基準監督官全員の出勤簿 平成26年特定期間の分」に係る文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部について、法5条1号に該

当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえて、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、特定署の監督官全員の平成26年特定期間における出勤簿であり、それぞれ①氏名、②月日ごとの押印、③月日ごとの出張、研修記録、④月日ごとの休暇・欠勤等記録、⑤④の小計、⑥④の合計、⑦摘要の各項目が設けられていることが認められる。

このうち、処分庁は、上記①から⑦欄までの情報のうち、④、⑤及び⑥並びに⑦の一部について不開示（以下「本件不開示部分」という。）としている。

諮問庁は、本件不開示部分を不開示としたことについて、上記第3の3(2)のとおり説明する。

(2) そこで検討するに、本件対象文書は、監督官の氏名の記載があることから、それぞれ職員ごとに、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、本件不開示部分のうち、④ないし⑥には、当該監督官の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されており、⑦の記載の一部については、④の修正内容や補足内容が記載されているところ、これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、本件不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件対象文書においては監督官の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の適用の余地はない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号本文前段の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子